建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項

発令　　：令和５年９月25日国土交通省告示第970号

最終改正：令和６年８月30日国土交通省告示第1124号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十三条の二第二項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項を次のように定める。

建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項

１　表示すべき事項

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第27条第２項第１号の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物（この告示の施行の日（以下この１において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認の申請又は同法第18条第２項の規定による通知がされた建築物（同法第６条第１項の規定による確認を要しない建築物にあっては、施行日前にその建築の工事に着手したもの）をいう。３⑹において同じ。）については、この限りでない。

（１）　次に掲げる販売等を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（建築物の一部の販売等を行う場合にあっては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。（２）及び２において同じ。）

イ　非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（同号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。）　非住宅部分の一次エネルギー消費量（同号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る多段階評価

ロ　住宅（基準省令第１条第１項第２号に規定する住宅をいい、複合建築物の住宅部分（同条第２項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該住宅部分を含む。以下同じ。）　住宅部分の外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る多段階評価

ハ　複合建築物　複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価

（２）（１）イからハまでに掲げる事項に係る評価年月日

２　表示の方法

法第27条第２項第２号の表示の方法は、次のとおりとする。ただし、条例等の規定により１（１）イからハまで及び１（２）に掲げる事項（以下「表示すべき事項」という。）の表示をする場合については、この限りでない。

（１）　表示すべき事項は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める様式（以下「表示様式」という。）により、販売等を行う建築物の広告等（新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類する印刷物（電磁的記録媒体を含む。）又はウェブサイトをいい、書面にあっては表示様式を表示できる一定の大きさ以上の大きさのものに限る。（２）において同じ。）に表示すること。

非住宅建築物	別記様式第１
住宅	別記様式第２
複合建築物	別記様式第３

（２）　次に掲げる事項を表示すべき事項に加えて広告等に表示するときは、それぞれ次に掲げる方法によりこれを行うこと。

イ　販売等を行う建築物に再生可能エネルギー利用設備（法第60条第１項に規定する再生可能エネルギー利用設備をいう。ロにおいて同じ。）が設置されている旨又は設置されることとなる旨　別記様式第４を表示様式に追加すること。

ロ　イに掲げる事項及び再生可能エネルギー利用設備を用いて得られるエネルギー量（以下「再生可能エネルギー」という。）を考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価　表示様式に代えて、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める様式（ハにおいて「再生可能エネルギー表示様式」という。）を用いること。

非住宅建築物	別記様式第５
住宅	別記様式第６
複合建築物	別記様式第７

ハ　表示すべき事項（１（２）に掲げる事項を除く。）について第三者による評価（法第14条第１項に規定する登録建築物エネルギ

一消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による評価をいう。以下このハにおいて同じ。）を受けた場合は、当該第三者による評価に係るマークその他の事項　表示様式又は再生可能エネルギー表示様式において表示すること。

ニ　販売等を行う住宅（共同住宅又は長屋にあっては、単位住戸（基準省令第１条第１項第２号イ（１）に規定する単位住戸をいう。３（２）において同じ。）に限る。以下このニ及び３（４）において同じ。）を１年間使用した場合の光熱費の目安として、当該住宅の設計二次エネルギー消費量（設計一次エネルギー消費量（同項第１号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。）の算出の過程で得たものをいう。３（４）において同じ。）に基づき算出した金額（３（４）において「目安光熱費」という。）　別記様式第８を別記様式第２又は別記様式第６に追加すること。

３　遵守すべき事項

２に定めるもののほか、法第27条第２項第２号の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

（１）　１（１）イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、１（１）ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び１（１）ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ　１（１）イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、１（１）ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び１（１）ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次の表の左欄に掲げる建築物の種類及び同表の中欄に掲げる一次エネルギー消費量の削減率に応じ、それぞれ同表の一次エネルギー消費量に係る多段階評価の欄に定める数値とする。ただし、１（１）ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価については、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和４年国土交通省告示第1106号）２の一次エネルギー消費量に関する誘導基準に適合する場合には３、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）２の一次エネルギー消費量に関する基準に適合する場合には１とみなす。

建築物の種類		一次エネルギー消費量の削減率（単位　パーセント）	一次エネルギー消費量に係る多段階評価
①	非住宅建築物、住宅（２（２）ロに掲げる事項を表示する場合に限る。）又は複合建築物	50以上	6
		40以上50未満	5
		30以上40未満	4
		20以上30未満	3
		10以上20未満	2
		０以上10未満	1
		０未満	0
②	住宅（①左欄に規定する場合を除く。）	30以上	4
		20以上30未満	3
		10以上20未満	2
		０以上10未満	1
		０未満	0

ロ　イの表の中欄の一次エネルギー消費量の削減率は、次の式により算出した数値（その数値に１未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

Ｘ＝（Ｙ－Ｚ）／Ｙ×100

この式において、Ｘ、Ｙ及びＺは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｘ　イの表の中欄の一次エネルギー消費量の削減率

Ｙ　基準一次エネルギー消費量

Ｚ　設計一次エネルギー消費量

ハ　ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

①　非住宅建築物　基準省令第１条第１項第１号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量（この場合における基準省令第３条第１項の規定の適用については、同項中「E_{ST}＝｛（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}）×B＋E_M｝×10^{-3}」とあるのは、「E_{ST}＝（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}＋E_M）×10^{-3}」とする。）又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第３条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

② 住宅　基準省令第１条第１項第２号ロ（１）の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第５条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ 複合建築物　①の規定により算出した基準一次エネルギー消費量と②の規定により算出した基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

ニ　ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

① 非住宅建築物　基準省令第10条第１号ロ（１）の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ（２）の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第２条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

② 住宅　基準省令第10条第２号ロ（１）の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第４条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ 複合建築物　①の規定により算出した設計一次エネルギー消費量と②の規定により算出した設計一次エネルギー消費量とを合計した数値

（２）　１(１)ロの住宅部分の外皮性能に係る多段階評価は、単位住戸についての評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第５の５の５―１(３)イ及びロに掲げる基準（地域の区分（基準省令第１条第１項第２号イ(１)の地域の区分をいう。以下この(２)において同じ。）が１、２、３又は４である場合にあっては同告示第５の５の５―１(３)イに、地域の区分が８である場合にあっては同告示第５の５の５―１(３)ロに掲げる基準に限る。）における等級のうち最も低いものとする。この場合においては、同告示第５の５の５―１(３)ただし書の規定を準用する。

（３）　２(２)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ　２(２)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次の表の左欄に掲げる一次エネルギー消費量の削減率に応じ、それぞれ同表の再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価の欄に定める数値とする。

一次エネルギー消費量の削減率（単位　パーセント）	再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価
50以上	6
40以上50未満	5
30以上40未満	4
20以上30未満	3
10以上20未満	2
０以上10未満	1
０未満	0

ロ　イの表の左欄の一次エネルギー消費量の削減率は、次の式により算出した数値（その数値に１未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合において、(１)ハの規定は、次の式における基準一次エネルギー消費量に準用する。

Ｘ＝（Ｙ－Ｚ）／Ｙ×100

この式において、Ｘ、Ｙ及びＺは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｘ　イの表の左欄の一次エネルギー消費量の削減率

Ｙ　基準一次エネルギー消費量

Ｚ　再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量

ハ　ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

① 非住宅建築物　基準省令第１条第１項第１号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第２条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

② 住宅　基準省令第１条第１項第２号ロ（１）の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第４条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③　複合建築物　①の規定により算出した再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量と②の規定により算出した再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量とを合計した数値

（４）　２（２）ニの目安光熱費は、次に掲げる電気及び燃料（以下この（４）において「電気等」という。）の種類ごとの住宅の設計二次エネルギー消費量に、当該電気等の区分に応じ次に掲げる当該電気等の種類別単価をそれぞれ乗じて得た額の合計額（１万円単位未満の端数があるときは、その端数は、小数点以下一位未満を切り上げる。）とする。

イ　電気　エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「小売事業者表示告示」という。）２の２―４の式におけるＺの数値

ロ　都市ガス　小売事業者表示告示11の11―４（１）の式におけるＴの数値

ハ　液化石油ガス　小売事業者表示告示11の11―４（１）の式におけるＵの数値

ニ　灯油　小売事業者表示告示12の12―４（１）の式におけるＷの数値

（５）　２の規定により表示した事項のうち、表示すべき事項（１（２）に掲げる事項を除く。）又は２（２）ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価が低くなる変更が生じたときは、当該表示した事項に当該変更（当該変更に伴いこれらの事項以外の表示した事項に変更が生じた場合はその変更を含む。）を加えて表示するものとする。

（６）　建築物のエネルギー消費性能を表示する場合、又は国が公表するガイドラインに従い既存建築物である住宅に設置された窓や給湯設備その他の部位のエネルギー消費性能を表示する場合においては、事実に相違する表示をし、又は人を誤認させるような表示をしてはならない。

様式第１

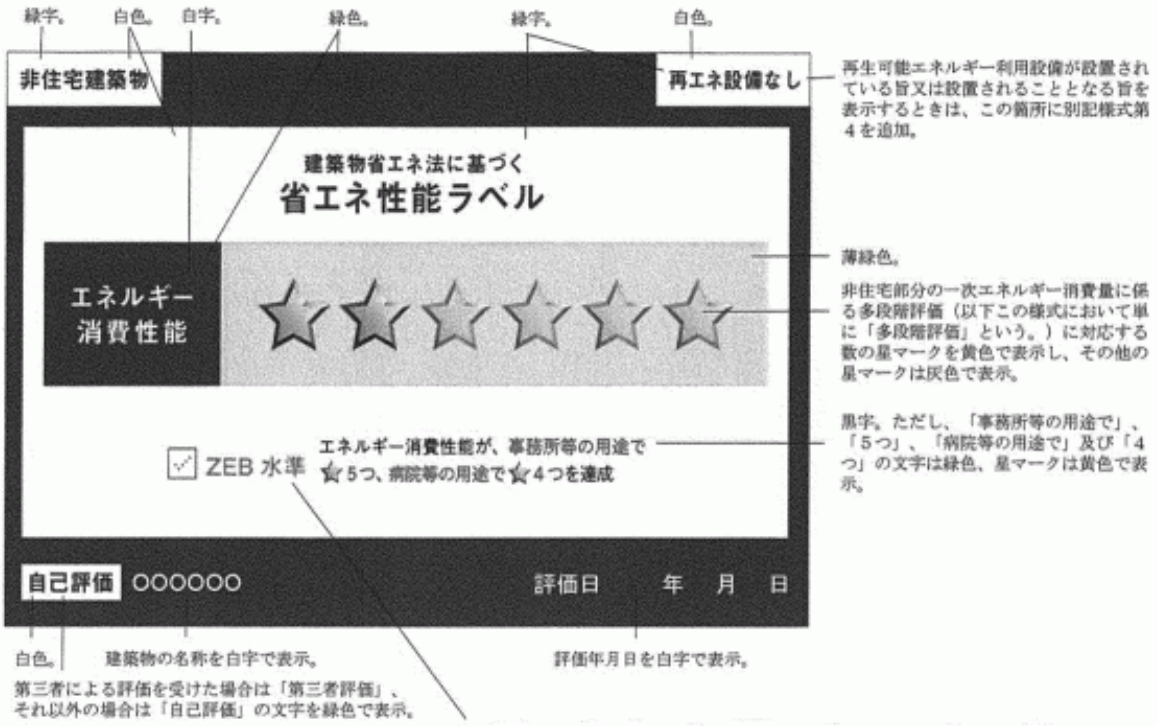

（注意）

①　この様式は、モノクロームとすることができる。

②　第三者による評価に係るマークその他の事項を表示するときは、「ZEB水準」に係る表示等の位置を調整することができる。

様式第２

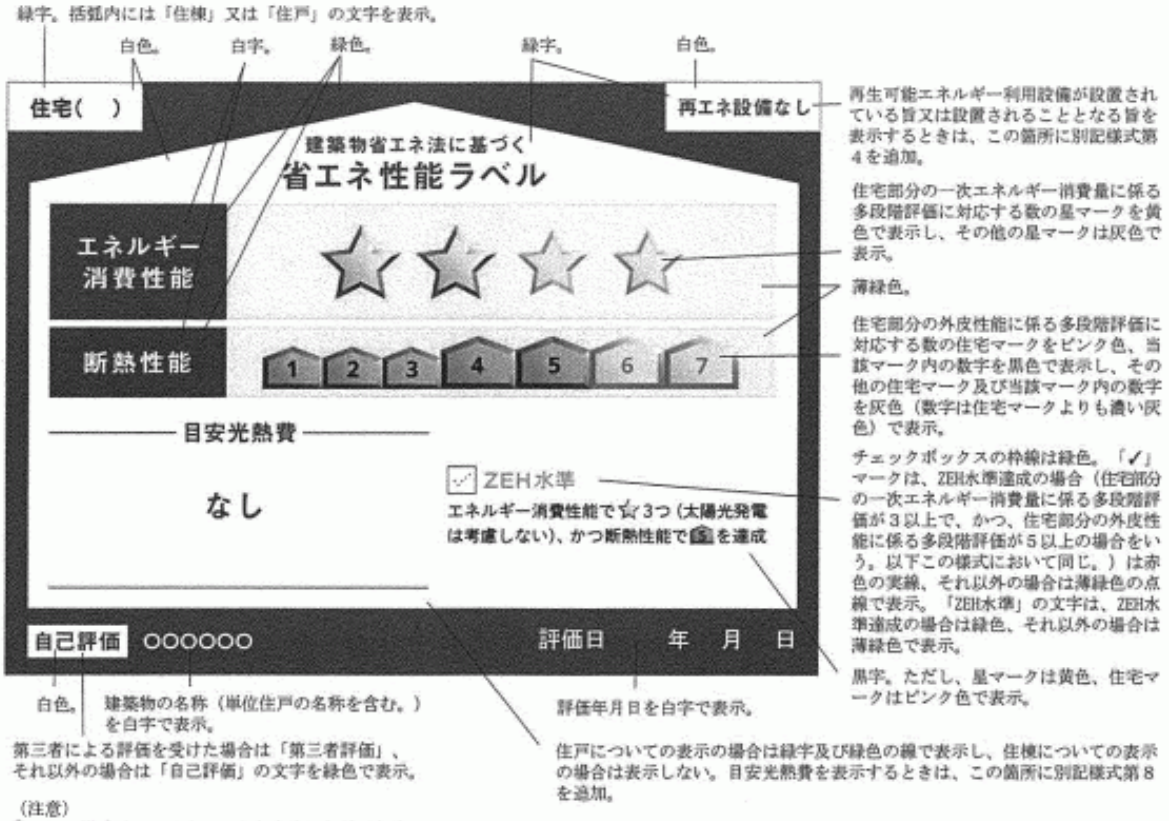

（注意）

① この様式は、モノクロームとすることができる。

② 第三者による評価に係るマークその他の事項を表示するとき又は住棟についての表示であるため目安光熱費に係る表示をしないときは、「ZEH水準」に係る表示等の位置を調整することができる。

様式第３

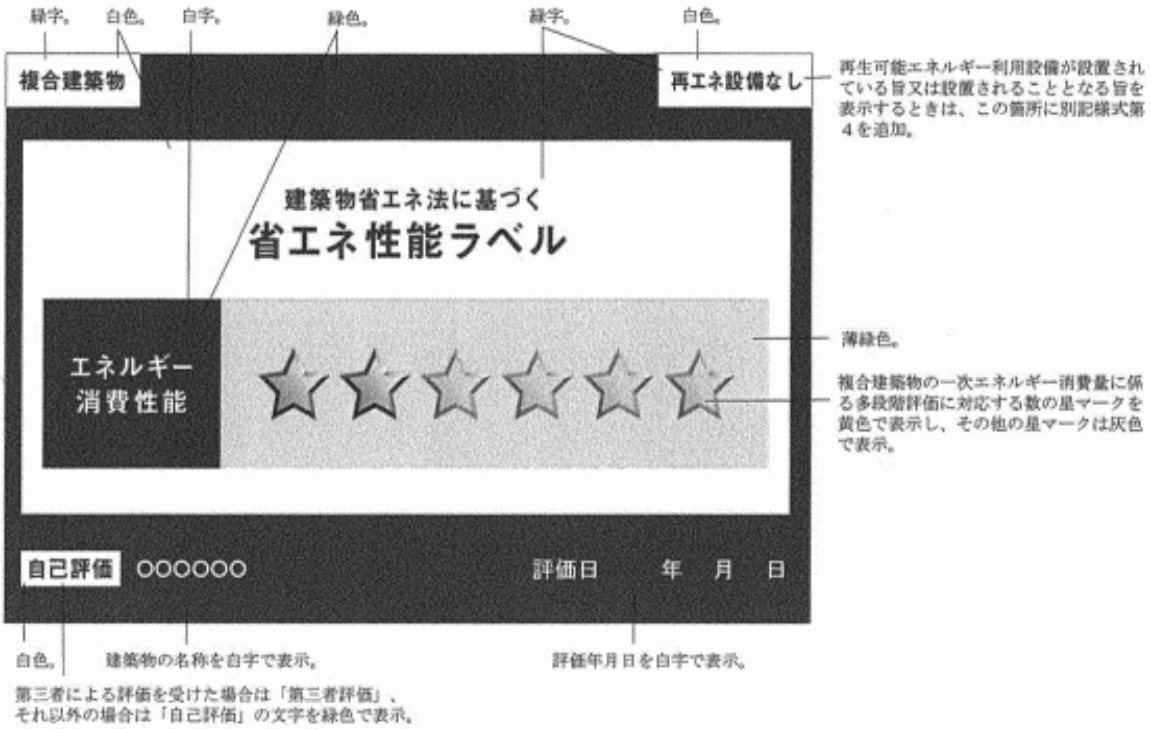

（注意）
① この様式は、モノクロームとすることができる。
② 第三者による評価に係るマークその他の事項を表示するときは、建築物の名称に係る表示等の位置を調整することができる。

様式第４

（注意）
この様式は、モノクロームとすることができる。

様式第５

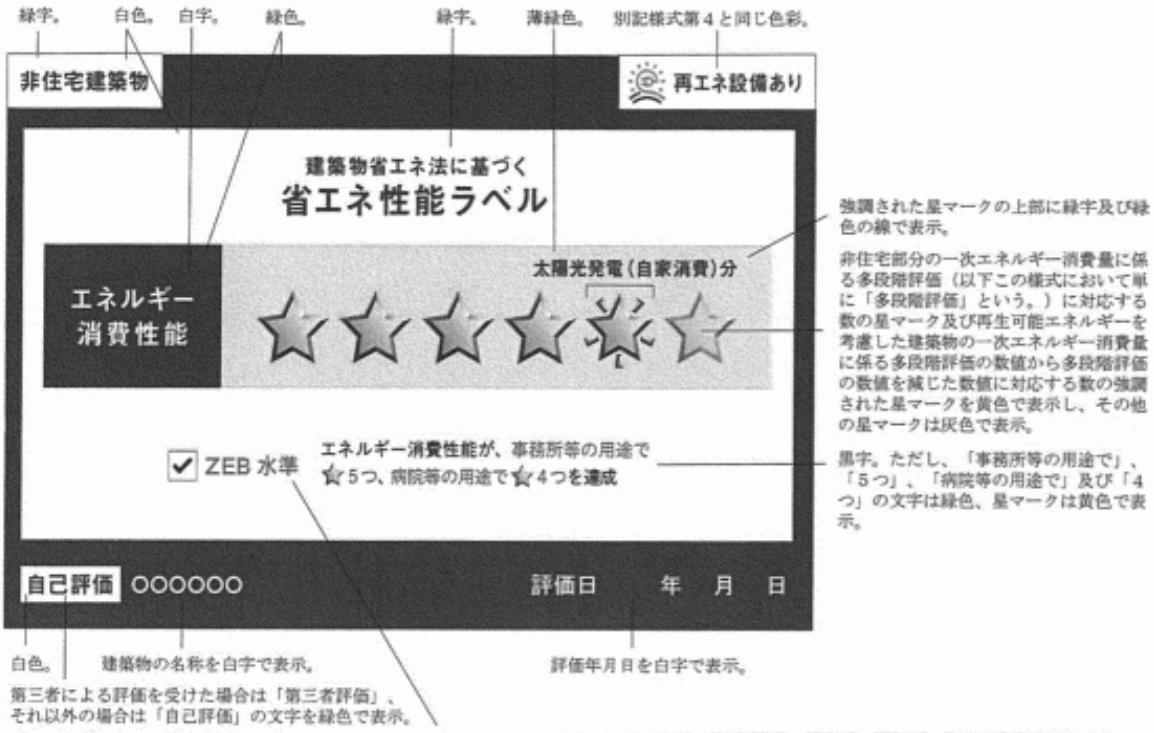

チェックボックスの枠線は緑色。「✓」マークは、ZEB水準達成の場合（販売等を行う建築物の用途が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令別表第１備考に規定する事務所等若しくは学校等又は同令第10条第１号に規定する工場等である場合は多段階評価が５以上、同表備考に規定するホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等又は集会所等である場合は多段階評価が４以上の場合をいう。以下この様式において同じ。）は赤色の実線、それ以外の場合は薄緑色の点線で表示。「ZEB水準」の文字は、ZEB水準達成の場合は緑色、それ以外の場合は薄緑色で表示。

（注意）

① この様式は、モノクロームとすることができる。

② 第三者による評価に係るマークその他の事項を表示するときは、「ZEB水準」に係る表示等の位置を調整することができる。

様式第６

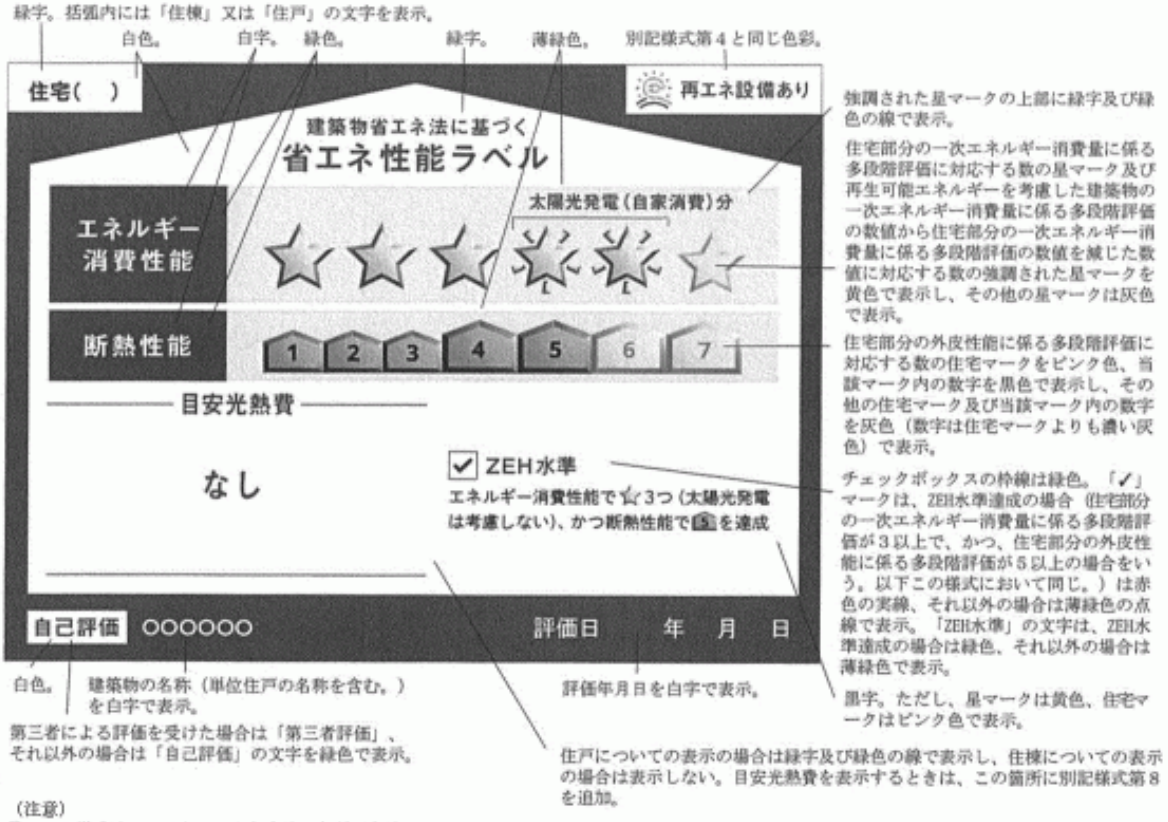

（注意）

① この様式は、モノクロームとすることができる。

② 第三者による評価に係るマークその他の事項を表示するとき又は住棟についての表示であるため目安光熱費に係る表示をしないときは、「ZEH水準」に係る表示等の位置を調整することができる。

様式第７

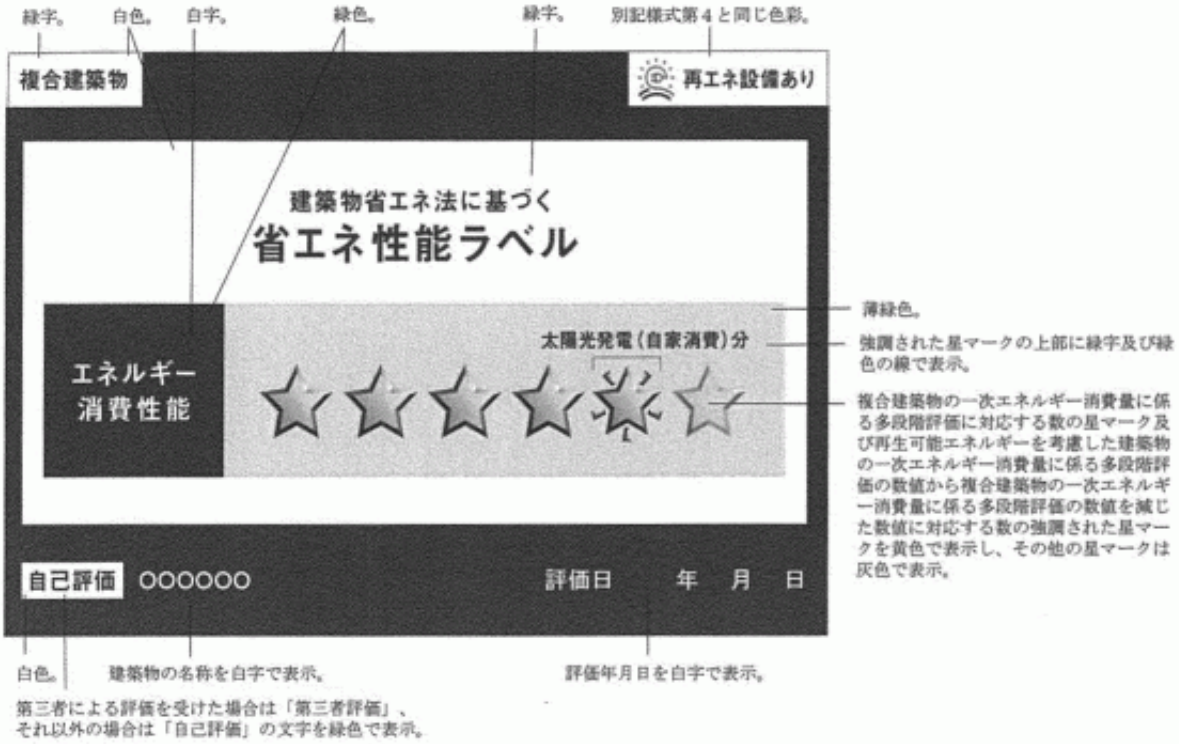

（注意）
① この様式は、モノクロームとすることができる。
② 第三者による評価に係るマークその他の事項を表示するときは、建築物の名称に係る表示等の位置を調整することができる。

様式第８

緑字及び緑色の線で表示。

目安光熱費

約〇〇.〇万円／年　　目安光熱費を赤字で表示。

目安光熱費は、住宅の省エネ性能と全国一律の燃料等の単価を用いて算出したものです。実際の光熱費は、使用条件や設備、契約会社・方法などにより異なります。

黒字。

（注意）
この様式は、モノクロームとすることができる。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（旧告示の廃止）

2　建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成二十八年国土交通省告示第四百八十九号。次項において「旧告示」という。）は、廃止する。

（旧告示の廃止に伴う経過措置）

3　この告示の施行の際現に行われている旧告示に基づく建築物のエネルギー消費性能の表示については、旧告示は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

附　則　（令和六年六月二八日国土交通省告示第九七五号）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし第八条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。

附　則　（令和六年八月三〇日国土交通省告示第一一二四号）

（施行期日）

1　この告示は、令和六年十一月一日から施行する。

（確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示の一部改正）

2　確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第九百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の表を次のように改める。

改　正　後	改　正　前

1　表示すべき事項 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第27条第２項第１号の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物（この告示の施行の日（以下この１において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認の申請又は同法第18条第２項の規定による通知がされた建築物（同法第６条第１項の規定による確認を要しない建築物にあっては、施行日前にその建築の工事に着手したもの）をいう。３⑹において同じ。）については、この限りでない。 ⑴　次に掲げる販売等を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（建築物の一部の販売等を行う場合にあっては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。⑵及び２において同じ。） イ　非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（同号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。）　非住宅部分の一次エネルギー消費量（同号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る多段階評価 ロ　住宅（基準省令第１条第１項第２号に規定する住宅をいい、複合建築物の住宅部分（同条第２項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該住宅部分を含む。以下同じ。）　住宅部分の外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る多段階評価 ハ　（略） ⑵　（略）	1　表示すべき事項 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第33条の２第２項第１号の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物（この告示の施行の日（以下この１において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認の申請又は同法第18条第２項の規定による通知がされた建築物（同法第６条第１項の規定による確認を要しない建築物にあっては、施行日前にその建築の工事に着手したもの）をいう。３⑹において同じ。）については、この限りでない。 ⑴　次に掲げる販売等を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（建築物の一部の販売等を行う場合にあっては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。⑵及び２において同じ。） イ　非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（法第11条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。）　非住宅部分の一次エネルギー消費量（基準省令第１条第１項第１号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る多段階評価 ロ　住宅（基準省令第１条第１項第２号に規定する住宅をいい、複合建築物の住宅部分（法第11条第１項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該住宅部分を含む。以下同じ。）　住宅部分の外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る多段階評価 ハ　（略） ⑵　（略） 2　表示の方法

2　表示の方法 法第27条第２項第２号の表示の方法は、次のとおりとする。ただし、条例等の規定により１⑴イからハまで及び１⑵に掲げる事項（以下「表示すべき事項」という。）の表示をする場合及び既存建築物である住宅について１の柱書後段の規定による表示をする場合については、この限りでない。 ⑴　（略） ⑵　次に掲げる事項を表示すべき事項に加えて広告等に表示するときは、それぞれ次に掲げる方法によりこれを行うこと。 イ　販売等を行う建築物に再生可能エネルギー利用設備（法第60条第１項に規定する再生可能エネルギー利用設備をいう。ロにおいて同じ。）が設置されている旨又は設置されることとなる旨　別記様式第４を表示様式に追加すること。 ロ　（略） ハ　表示すべき事項（１⑵に掲げる事項を除く。）について第三者による評価（法第14条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による評価をいう。以下このハにおいて同じ。）を受けた場合は、当該第三者による評価に係るマークその他の事項　表示様式又は再生可能エネルギー表示様式において表示すること。 ニ　（略） 3　遵守すべき事項 ２に定めるもののほか、法第27条第２項第２号の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。 ⑴　１⑴イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、１⑴ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び１⑴ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。 イ・ロ　（略）	法第33条の２第２項第２号の表示の方法は、次のとおりとする。ただし、条例等の規定により１⑴イからハまで及び１⑵に掲げる事項（以下「表示すべき事項」という。）の表示をする場合及び既存建築物である住宅について１の柱書後段の規定による表示をする場合については、この限りでない。 ⑴　（略） ⑵　次に掲げる事項を表示すべき事項に加えて広告等に表示するときは、それぞれ次に掲げる方法によりこれを行うこと。 イ　販売等を行う建築物に再生可能エネルギー利用設備（法第67条の２第１項に規定する再生可能エネルギー利用設備をいう。ロにおいて同じ。）が設置されている旨又は設置されることとなる旨　別記様式第４を表示様式に追加すること。 ロ　（略） ハ　表示すべき事項（１⑵に掲げる事項を除く。）について第三者による評価（法第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による評価をいう。以下このハにおいて同じ。）を受けた場合は、当該第三者による評価に係るマークその他の事項　表示様式又は再生可能エネルギー表示様式において表示すること。 ニ　（略） 3　遵守すべき事項 ２に定めるもののほか、法第33条の２第２項第２号の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。 ⑴　１⑴イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、１⑴ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び１⑴ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。 イ・ロ　（略） ハ　ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の

ハ　ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。 ①　非住宅建築物　基準省令第１条第１項第１号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量（この場合における基準省令第３条第１項の規定の適用については、同項中「E_{ST}＝｛（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}）×B＋E_M｝×10^{-3}」とあるのは、「E_{ST}＝（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}＋E_M）×10^{-3}」とする。）又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第３条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値 ②　住宅　基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第５条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値 ③　（略）	区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。 ①　非住宅建築物　基準省令第１条第１項第１号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量（この場合における基準省令第３条第１項の規定の適用については、同項中「E_{ST}＝｛（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}）×B＋E_M｝×10^{-3}」とあるのは、「E_{ST}＝（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}＋E_M）×10^{-3}」とする。）又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第３条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値 ②　住宅　基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第５条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値 ③　（略）
ニ　ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。 ①　非住宅建築物　基準省令第10条第１号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第２条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値 ②　住宅　基準省令第10条第２号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第４条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値	ニ　ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。 ①　非住宅建築物　基準省令第10条第１号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第２条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値 ②　住宅　基準省令第10条第２号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第４条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値 ③　（略）

③　（略） ⑵　（略） ⑶　２⑵ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。 イ・ロ　（略） ハ　ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。 ①　非住宅建築物　基準省令第１条第１項第１号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第２条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値 ②　住宅　基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第４条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値 ③　（略） ⑷～⑹　（略）	⑵　（略） ⑶　２⑵ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。 イ・ロ　（略） ハ　ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。 ①　非住宅建築物　基準省令第１条第１項第１号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第２条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値 ②　住宅　基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第１項の評価において算出した数値から、基準省令第４条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値 ③　（略） ⑷～⑹　（略）